提出期限: 10月4日(金)

新宿区長 宛て

施設等利用給付認定 現況届 (令和6年度用)

保護者 署名 ※ひとり親家庭は1/	_	(臣)			
住 所	新宿区				
電話番号	(父の携帯電話)(長	3の携帯電話)			
※以下の場合は、施設等利用給付認定が取り消しになります。(無償化の給付は受けられなくなります) ・『施設等利用給付認定現況届』及び「保育の必要性を確認するための書類」が提出されない場合 ・認定要件を満たしていない場合 ・届出の内容に虚偽があった場合					

1 認定児童(施設等利用給付認定子ども)

The state of the s					
(フリガナ) 児童 氏名	生年月日			在籍園名 (提出日現在の幼稚園等)	クラス
	年	月			#= h= n
					歳クラス
	/				
	年	月			歳クラス
	_	_			
	年	月	\Box		
					歳クラス

2 認定児童の家族の状況

認定児童を除く父母やきょうだい、同居の祖父母等についてご記入ください。

(フリガナ) 氏 名		続柄	生年月日		職業、通学・ 通園先名等	住所(単身赴任等の場合)	
			年	月			
			年	月			
			年	月	В		
			年	月	В		
			年	月			
家庭状況	□ 生計を一にする別世帯の家族がいる(例:単身赴任の父、別居のきょうだい等)						
*該当項目に	□ 父母に令和5年1月~12月(2023年中)に海外赴任歴がある→ 父母いずれかにOをし、赴任期間を記入 (父・母) 年 月 日~ 年 月 日						
チェックを 入れてくだ	口 ひとり親世帯である(児童扶養手当受給 有 ・ 無 ・ 手続き中)						
さい。	□ 生活保護等*受給世帯である(年 月 日受給開始)→ 生活保護受給証明書添付						

^{※「}生活保護等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付をいう。

3 保育を必要とする状況

【父】	保育を必要とする状況を記入してください	提出書類
就労	就労先名電話番号	同封「就労証明書」
	就労先 所在地	※自営業、親族経営等の場合は、 「令和5年分の源泉徴収票(写 し)」または「令和5年分の確定 申告書(控え)」第1表・第2表 の写しも添付してください。
	正規職員・パート・派遣・在宅勤務・自営業・その他 ()	
	時 分~ 時 分〔月・火・水・木・金・土・日〕	※交代(シフト)制勤務の場合は、直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付してください。
疾病•負傷	病名等	「診断書(保護者用)」 (区様式)
心身障害	障害名等 等級 級	「身体障害者手帳」・「愛の手帳」の写し (新たに取得・有効期間の更新があった場合のみ)
介護	対象者氏名 続柄	「介護に関する申告書」、「診断書 (介護要件用)」(区様式)等
就学	学校名 年 月卒業予定	「就学に関する申告書」、「在 学証明書」「カリキュラム表」
その他		保育の必要性を確認すること ができる書類
To the state of th		

【母】	保育を必要とする状況を記入してください	提出書類		
妊娠・出産 (在園児を除く)	出産(予定)日年月日 育児休業取得予定 [なし ・ あり →年月日まで]	「母子健康手帳」の写し (表紙と出産予定日のページ) ※提出済みの場合は提出不要		
	就労先名電話番号	同封「就労証明書」 ※自営業、親族経営等の場合は、		
就労	就労先 所在地	「令和5年分の源泉徴収票(写 し)」または「令和5年分の確定		
	正規職員・パート・派遣・在宅勤務・自営業・その他 ()	申告書(控え)」第1表・第2表 の写しも添付してください。 - ※交代(シフト)制勤務の場合は、値		
	時 分~ 時 分〔月・火・水・木・金・土・日〕	近2か月分の勤務(シフト)表の写 しを添付してください。		
疾病•負傷	病名等	「診断書(保護者用)」 (区様式)		
心身障害	障害名等 等級 級	「身体障害者手帳」・「愛の手帳」の写し (新たに取得・有効期間の更新があった場合のみ)		
介護	対象者氏名 続柄	「介護に関する申告書」、「診断書 (介護要件用)」(区様式)等		
就学	学校名 年 月卒業予定	「就学に関する申告書」、「在 学証明書」「カリキュラム表」		
その他		保育の必要性を確認すること ができる書類		

4 提出書類の確認

書類の提出状況について、下記いずれかにチェックを入れてください。提出期限の時点で未提出の 場合は、提出予定日をご記入ください。提出が遅れると給付が受けられなくなる場合があります。

保育の必要性を確認するための書類 [「就労証明書」、「診断書(区様式)」等] ※ 原則として令和6年4月1日以降に既に提出されている場合は、提出不要。ただし、退職・転職等により、保育を必要とする状況に変更が生じる場合は、要提出。 ※ 令和6年4月1日以降に『復職証明書』を提出されている場合は、『就労証明書』は提出不要。 ※『令和5年分の源泉徴収票(写し)』または保護者の『令和5年分の確定申告書(控え)』第1表・第2表の写しは、既に提出されている場合は、提出不要。		□ 今回の「施設等利用給付認定現況届」に添付□ 既に提出済 (月)□ 後日提出予定 (月日)
		□ 今回の「施設等利用給付認定現況届」に添付 □ 既に提出済 (月) □ 後日提出予定 (月日)